

第三十一 尊稱の種別

本居 豊 穎

本日申演る尊稱とは、上に古某、美許登と云ひ、後世には誰殿とか、誰様とか云ふ類にて、人を呼ぶ時に、名の下に附けて言ふ敬語の事なり、さきに人名の種別の事を講したる因に右の類のことをいさ、か申し演べんとするなり、但急に思ひつきたることにて、博く諸書について取調ぶる暇なく、其概略を演ることなれば、定めて粗漏多かるべし、尙また遺れる事どもは、追て補ふことあるべし、

此尊稱と云ふものを舉て見れば、種類は少しとせず、然れども古今言語の變遷沿革に従て異なるのみ、その言語の成立とその稱する意味とは、相似て異あらざるもの如し、例せば高輪に居らる、某君を、高輪さまと稱し、千駄ヶ谷に住る、某君を、千駄ヶ谷さまと、其舊家臣の人々は云ふ類又一邸内にては、東の方に常居あるを、御東様主人夫婦を御二方様などいふ、如此廣く大に稱するが、其人を敬する義なり、依て古今を通じて考るに、其人體について崇めて稱すると、其住處方角を指て稱するとの二種に出ざるやうなり、但其言語の解釋明ならざるもあれば、それを暫く別種

と立て、今假に之を三種に別ちて、舉て見れば左の如し、

人體につきたる尊稱

牟知 大人

主

君

阿曾 阿曾美

表遅

眞人 先生

公

卿

朝臣

女に稱するは

御

刀自

居處方角を以て指す尊稱

前 殿

上 トカミ、

様

女に稱するは

御許

方

語意明確ならざる一種

美許登 許會

此他に誰伊といふ伊あり、これは「よ」と呼ぶ辭の類なれど、其中にいさ、か敬する意を含める味あり、依て此ことをも附すべし、

右の通り目安を立おきて、順次に講演せんとす、

○牟知

大日靈貴大日靈貴此云於

道主貴以上神代紀

一貴人崇神天皇紀

此牟知と云ふ言の解釋は詳ならざれども、大穴牟遲神の牟遲は縣居翁の説に三代實錄に「大穴持」と書たる字の義にて、天下を作り治めたまへる、御名の世に勝れたれば、大なる名を持ちたまふ義なり、といはれたるを、古事記傳古史傳ともに其説に従はれて、大日靈貴などの貴も、同義と見られたるが如し、然れども愚按するに大日靈貴は、右の持の意にても聞ゆれど、道主貴また「貴人」などは、持の意と見ては穩ならず、然れば此牟知と云ふは、大穴牟遲神の牟遲も共に持の意には非ずして、一の美稱なるべし、然して牟知といふ言の意は、月の満月になれるを望といふも、満の意にて「み」とは素より通音なり、然れば「もち」と云ふも「むち」と云ふも、皆満足したるを稱する言ならんか、飯田講師の日本紀通釋には、皇親また睦のむつと同じ、藤原武智麻呂も此義なるよし、家傳云々誕於大原之第、義取茂榮故名焉と見えたりといはれたり、皇親睦睦の「むつ」も本は同義なるべけれど、これはいさゝか異なるが如くおぼゆれど、武智麻呂の茂榮の義と云ふは、愚按も強ち差はなきが如し、貴の字を書るは、其

意をとれるのみなり、

○大人

大背飯三熊之大人大人此云于志 齋之大人以上神代紀

飽咋之宇斯神 丹波美知能宇斯王以上古事記

彥主人王繼體天皇紀

阿倍朝臣御主人續日本紀

宇斯と云ふ言の意は、萬葉集の歌に、神豆麻利宇志播吉伊麻須此山乎牛掃神などよみ、古事記に汝宇志波祁流延喜式の祝祠に、宇須波伎坐などある、うしはきは其地を我物と領し居る意にて、是より出たる稱言ならんと、古事記傳にいへり、大人主人など書る字は其義にあて、書たるのみなること、前條の貴に同じ、

○主

天之御中主神 大國主神 事代主神 經津主神 齋主神以上古事記、神代紀

阿我農斯 奴之能等能度以上萬葉集

父ぬし 衛府のぬし 藏人のぬし以上うつば物語

うたてあるぬし竹取物語 貫之のぬし大鏡 信隆のぬし増鏡

太郎主 三郎主 以上新猿樂記 主達 和主 以上今昔物語

奴志は前の宇斯と同じ意の敬語なり、古事記傳には、之大人の約れるなりといへるを、加藤千蔭はうしぬし通語にて、必之大人の約れるには非ずと云ひ、中島廣足は尙記傳の説の方宜しといへり、ぬしと云ふに又一種、

ぬししらぬ香こそにはへれ 山吹の花いろ衣ぬしやたれ以上古今集

これは物の所有主を云ふにて、たゞ人を敬するとは異なり、又

ぬしつよくなるとも源氏物語 ぬしつよく定まるべし右京大夫集

これは夫婦の中にて、夫を指て「ぬし」と云ふにて、後世の俗言にも妻より夫を呼ぶに、ぬしが云云といへるは、是より出たり、又和歌山縣あたりの俗言に、人に對ひて其方がなど、云ふべき所を、おのしが云云といふは、我主の轉れるなり、

○君

天邑君アムラキ 神代紀 童女君アナキ 加須利君カスリ 以上雄略天皇紀

阿多君アタ 阿蘇君アソ 猿女君サルメ 以上古事記日本紀共にありて氏のかばれなり尙此他にも多し

業平の君 船君フネ 以上土佐日記

おほい君 中の君 若君 姫君以上物語文に甚多し此類尙あれど畧す

君とは、天皇陛下を指奉る稱に、歌に、君が代など云ふは此の義なれども、又必しも天皇ならねども、人を敬して君といふこと、上古よりもありしなり、然らざれば諸氏のかばねに、君と云ふことを稱すべきに非ず、古今集なる仁和の帝の親王とましましける時、臣下に若菜を賜ふとて、「君がため」と詠給ひしも、右の次第なれば、敢てあやしむべきに非るなり、

但「おほきみ」と云ふ語は、陛下に限りて申し上べきことなれど、皇親には尙及ぼして如此稱し奉れるより、後には諸王と申すほどの王をのみ、殊さらに「おほきみ」と云ふことの如くなりたるは一の變革なり、正親司もすべて皇親の御上の事を掌るを以て「おほきみづかさ」といへり、正親町を「おほきまち」とよむも、「おほきみまち」の畧省なり、

此伎美といふ稱語は、伊邪那岐伊邪那美二神の岐と美とを採て、いひ初めたるならんとの説は、實におもしろく能く適へるが如くなれど、古言の成立を考ふれば右の

如く工なることはなければ、右の説は暗合なるのみにて、却て正しき説には非るべし。或説に「きみはかみ」と云ふと通音にて、神上髪など皆上首を指す言なれば「きみ」も同意ならんといへり。此説も當否は能く知らねど、前説よりは或は可ならんかと思はる。さてこの君と云ふ稱も、漸々價直下りて遊女の名などに多く、甚しきは立君辻君の名あるに至れり。

又略して「き」とのみもいへり。

吾君ワキ 崇神天皇紀

伊奔阿藝イハアキ

佐邪岐阿藝サヤキアキ 以上古事記

いぬき ほめき すいき あてき なれき 以上榮花物語

天皇を「すめらぎ」といふも、すめら君の意なり。後世兄君を「あにき」と云ふ是なり。

○阿曾 阿曾美

多摩タマ 枳波キハ 屢ル 于知能チノ 阿曾アソ 神功皇后紀 古事記

池田イケダ 乃阿曾ノアソ 平群ヘリ 乃阿曾ノアソ 穗積ホヅメ 乃阿曾ノアソ 以上萬葉集

阿曾美爲朝臣アソミヲモトメ 續日本紀

この阿曾美に、朝臣の字をあてたるは、天武天皇十三年に、八色の姓を定め給へる時

に、二曰朝臣とありて、これは漢土に朝臣と云ふ稱あるに據て、阿曾美と「あさおみ」と音近きより、充られたるものと見ゆ。朝臣の文字のとは、技業、阿曾と云ひ、阿曾美といふは、上古來の稱なるが、其言意は阿曾は阿曾美の省語にて、阿曾美は吾兄臣アセミの義にして、親しみ崇めていふ稱なりと、古事記傳にいへり。今愚按するに、阿曾美を畧して、阿曾といへるには非ずして、素より阿曾と云ふ語あるに、後に又美と云ふ語を副て、阿曾美ともいへるならむ、如何とならば。

古事記の倭建命の御歌に 比登都麻都阿勢ヒトツマツアセ 袁セ

同 袁杼比賣の歌に 伊多爾母賀阿世イタニモカアセ 袁セ

雄略天皇紀の御製に 波利我曳陀阿西ハリガエダアヒ 鳴ナリ

などある阿勢も、吾兄アセの意にて親愛したる稱言なれば、阿曾と云ふも普通ひて同意なれば、素より阿曾にて語を成せり。其阿曾に臣と云ふ語をそへて、阿曾美ともいへりと爲る方、穩ならむと思ふなり。何れにも阿曾美の吾兄臣の義なることは動かす、然るに石原正明の年々隨筆に、右の記傳の説を非なるが如くいへるは、朝臣の文字に心ひかれたる説にて、朝臣の字を充られざる以前より、阿曾美の稱あるにかなは

ねば却て非なるべし、

○袁遲

鹽土老翁シホツチヲヂ 老翁ヲヂ 此コ

神代紀

神武天皇紀にも

歌麻之能鳥賦カマシノチ 皇極天皇紀

山田守翁ヤマダモルヲヂ

佐夜麻太乃乎治サヤマタノヲヂ 以上萬葉集

きゝるをち きけづるをち さか木がをち 以上催馬樂

「をち」と云ふ稱は、和名抄にも伯母の稱を出して、和名乎知とあり、祖父祖母を「おちおば」と云ふは、大父大母の意、伯父伯母を「をちをば」といふは、小父小母の意にて、假字違ふ事は、古事記傳にいへるが如し、然して右の老翁を「をち」とよみて、一の敬語の如くしたるも、伯父と同義にて、我より年長の人を、伯父に擬して尊敬する意なり、眞の伯父と稱するは、安閑天皇紀に、天皇より大伴金村を指て、

大伴伯父オホトモノヲヂ

舒明天皇紀に、山背大兄王より蘇我蝦夷を呼て、

叔父ヲヂ

とのたまへり古事記の崇神天皇卷に、天皇より大毘古命を伯父とのたまへるは、今世に幼童が他人をも、すべて伯父さん伯母さんと唱ると、専ら同じ事にて、親愛の情より出る一の風俗なり、依て老翁また翁の字を書たるは、其義をとれるのみなり、

○眞人

八郎眞人ヤマトマコト 新猿樂記

まうと榮花物語源氏物語宇治拾遺 等まうとは眞人の訛なり

眞人と云ふ稱は、天武天皇十三年改姓の時に、一曰眞人とありて、皇親に賜ふかばねと定められたるが、既に天武天皇の大御名に、瀛眞人オキノマコトとあれば、是より以前眞人と云ふ稱語は、ありけるを採て、此時第一のかばねに、定められたるべし、然して後には、皇親ならぬ人にも、敬しては此稱を用ゐたりしより、新猿樂記に八郎眞人とあるは、八郎君とか、八郎主とか、云ふほととの意にいへるなり、次に物語文にある「まうと」とは、其名は指ずして其人に對ひて、俗に「おまへ」と云ふほどの場合に、「まうと」といへり、此眞人といふ稱の起は、細井貞雄の姓序考に、天皇を現神アキツカミと云へるに對へて眞人といへるにて、漢土にて眞人と云ふとは、大に異なりといへり、現神に對へてと云ふ事は、

いかゝあらん、覺つかなけれど、人を譽稱へて眞人といへるには相違なし、

○先生

南淵先生 皇極天皇紀 畏俗先生 萬葉集

縣井戸先生 一官先生 先生君 以上新猿樂記

先生は元來漢土の名稱にて、禮記の鄭註に、先生、老人教ル學者とある是にて、皇極紀なる南淵先生といふは、推古天皇の御世、隋唐へ學問に遣はされたる、南淵請安といふ人の事ならんと、先哲もいへるが如く、此頃専ら漢土聖賢の道を講じて、世に許されたる博士なりしを以て、南淵先生と稱したるものと見ゆ、萬葉の畏俗先生、新猿樂記なるなどは、素より假設の名なれども、右の如く稱したるは、既に我國にて一の稱言となれるさまなり、帶刀先生は官名なれば、普通の尊稱の部には加ふべきに非ず、さて右の先生は「せんせい」とは唱へずして「せんじよう」といふ例にて、これは當時多く吳音を用ゐられたるによるなり、

○公卿 朝臣

攝政關白及三公、是公也、散一位及三位已上、是卿也、參議者雖四位、猶卿也、職原鈔

公卿朝臣の稱は、官位ある人の上に、つきたる事にて別なれど、尙尊稱の一なり、上古のかばねに、公きみと云ひ、日本紀などに卿大夫の文字あり、萬葉集に藤原卿大伴卿宇合卿橘卿などあるは、此定の外にして、朝臣もかばねの朝臣とは、別なれば混すべからず、公卿の別は、右の職原鈔に記されたるが如く、朝臣は四位五位の人に稱す、近來の書に正成卿を楠公と稱し、正行朝臣近來は三位を贈られれば卿と稱すべしを小楠公と稱する事あれども、これは名に連ねて云ふに非ず、支那風の雅稱なれば、法を以て論せずともありなむか、水戸の義公烈公の如きも、同じく支那風の諡號なれば、別例とすべし、賴朝卿を賴朝公と云ふが如きは、甚不當の事なり、近年公侯伯子男の爵定りたる上は、公爵の人に某公と稱するも、別事なれど、尙嶋津公毛利公とは稱すべけれど、忠義公元徳公とは、稱すべき事に非るべきか、さて右の四位五位の人に、朝臣といふにつきて、一つ申すべきことあり、うつば源氏等の物語文又大鏡などに人に對ひて、あそんが云云といふ詞あり、これは全く四位五位の人を呼ぶに名はいはずして、單に朝臣と云ひたるより出たることながら、天皇陛下より大臣大將などの人々を指て、あそんとのたまひ、其子は大臣なるも、父よ

りはあそんと呼びたる等にて、普通の例に違へり、これも前條のまうとよ同じく、此頃の詞に、其方とか、おまへとか云ふ位の場合に、あそんと云ふ言を使用したる、中古の俗言と云ふべき類なり、然るに上古に阿曹といひし場合に、當れるは奇なりといふべし。

○御

伊勢御 大和物語 源氏物語等

辨御 本朝文粹菅公の詩にありて、其所の注に俗ニ訓貴女爲御、蓋取夫人女御之義也とあり、

山背城大御 新猿樂記

右の御は、文粹の注にいへるが如く、女御の御より出たるなり、女御といふ稱は、雄畧天皇紀に

欲自求稚媛爲女御

とあるが始なれど、元來女御と云ふことは、周禮天官に、女御掌敍御于王之燕寢とありて、天子の御す婦人の總稱なるを以て、右の雄畧紀にかゝれたるにて、當時我國に、女御と云ふ名稱の者ありしには非ず、我朝にて女御と云ふ稱の確にものに見えた

るは、續日本後紀に、

後四位下百濟王教法卒、桓武天皇之女御也

とあるにて、愚管抄桓武天皇の條にも、后女御十六人と見え、嵯峨天皇の條にも、后女御九人と見え、たれば、此御世の頃より此稱は定れるなるべし、然して後には天皇の御す女ならでも、貴女には御と云ふことを稱せしものと見ゆ、伊勢は宇多帝の御寵を蒙り、親王をも生奉りて、御息所とも稱せし人なれば、此人に御と稱せしまでは、尙本義を失はざりけんを、漸次に押うつりて、物語文に「ごたち」といへるは、殿中に召仕はる、女中の總稱の如く、新猿樂記の山背城大御といふは、大道にて猿樂の伎をなせる者の中の一名稱なり、

○刀自

壓乞戸母其蘭一莖 尤恭天皇紀

刑部刀自 日本後紀 和邇部廣刀自 文德實錄 守部秀刀自 三代實錄

吹黃刀自 波々刀自 妣刀自 櫛造刀自 大原大刀自 吾子乃刀自

以上萬葉集

肩止自女（健馬樂） 家とうじ（源氏物語） 主人母（遊仙窟）

和名抄に肩の字を掲て、劉向列女傳云、古語老母爲肩、云々、按俗人謂老女爲肩字、從目也、今訛以肩爲白、賦和名度之とあるは、刀自を或は一字に引合せて書る體あるを見て、漢土に老女を肩と云ふことあるより、説をなせる順朝臣の考按なれど、刀自を一字の如く書けるは、麻呂を一字とし、久米を一字となせる體あると、同く然ることもありしなれど、刀自と肩とは素より別にして、右の考按は論するに足らず、さて刀自と云ふ言の意は、戸主人の意なりと云ふ説あり、上古に姥を、とめと讀み、刀辨と云ふ稱女の名に多し（男の名にも）、刀の義は同じからんと思はる、何れにもや、年長たる女を指す稱には相違なきが如し、萬葉集なる吾子乃刀自は、坂上郎女が其女を指たる詞なれど、女といふもや、年長け居たる故なるべければ、妨はなかるべし、刀自と云ふに又一種

みやゝのとしをさ女榮花物語

臺盤所のとじといふもの枕草子

刀自御膳宿臺所各別也（禁秘抄）

などあるは、禁中の女官の中にて、下臈に如此名つくる一種の者あるにて、前條の刀自の稱を以て、一の女官の名稱としたるにて、別なり、袖中抄にも、刀自といふ事は、或は女官或は官ならねとも、老女にも若女にもわたりていへり」とあり、さてこれより居處方角を指ていへる、尊稱の事を申すべし、尊稱の人類の中、人體につきて稱したる分は、既に演べ了りたるを以て、これより居處方角を指して稱したる分と語意明確ならざるを以て、別種と立てたる分とを申すべし、

其目は、

前 殿 上 様 御許 方 美許登 許曾 伊

右の通り

○前

墨江之三前大神 伊豆志之八前大神 以上古事記

吾前乎稱辭竟奉者 延喜式龍田祭祝詞

社若干所前若干座 同 神名帳

などある前は、皆其神をさしたるにて、三前大神八前大神は、三柱大神八柱大神といふに同じく、吾前とは吾をといふ意、前若干座は祭神若干座といふに當れり、元來前とは、其神其人の居る座の前邊を指していふ言なれど、尊敬する意より、直に其身體をさしでいふ稱となれるなり、雄畧天皇紀なる歌に、

拖例柯舉能居登飫褒磨陛爾麻鳴湏

とあるも、此事を何人が天皇陛下に、奏上したるぞといふ意にて、「オホマへ」とは即ち陛下といふに同じ、さて前といひて即ち其人の事なるは、孝德天皇紀の詔に、前々處々といふ語ありて、其注に

前々猶謂人々也

とあるにて明らけし、さて前といふ大といふに稱言をそへて、大前といひたるを、後には大を「オ」とのみ略唱して「オマへ」と云ふ

との、おまへ うへのおまへ 榮花物語

此他源氏物語枕草子を始として、物語類におまへといへる詞甚多くして、后宮中宮又は大臣攝政關白、其他の貴人にも、男女に通していへる事後世に貴人をさして「ゴ

ゼン」とも「ゴゼンサマ」ともいふと全く同じ、

さて古くは「マへ」とのみ訓讀にいひたるを、音讀に「ゴゼン」と呼ぶ事、いつの頃より始まりしか、確には考へ得ざれども、察するに人の實名を音讀にする事、人名の種別の講演にいひたる如くなれば、これと同時に此「ゴゼン」の稱も始まりたるならん、保元平治前後のころより、女の名に何のまへ、某御前と稱するがありて、平家物語源平盛衰記、東鏡等に、

あふひのまへ 千手のまへ 小壺楠前 龜前 常磐御前 六代御前
靜御前 巴御前

など、多く音にも訓にも兩様にいへり、右の御前を畧稱して「ゴゼ」といへる事もあり、平家物語今昔物語等に

わごせ

とあるは、我御前の畧言にて、女を指して呼ぶ時の詞なり、義經記に

やごせ

といふことあるは、自分の妻を呼べる詞にて、「ヤ」は人を呼び懸る言なるを副ていへ

るなりつれ／＼草には

尼ごせ

といへることもあり、此頃にては御前ゴゼンといふは、女に限りたる稱の如し、近世に至りては、ごせといふは音曲を業と爲る盲女の稱となり果たり、

さて今世にては御前ゴゼンとも御前様ゴゼンサマともいふ時は、貴人を指す稱「オマヘ」「オマヘサン」といふ時は、自分より下等なる者をさす、不遜なる言の如くなりたるも、自然の習慣なり、又一種今世の普通語に、人に對して、御手前オテマエが云々といふ詞あり、東京の下等社會にては、例の卑野なる訛言に「テメエ」といふ、これは他を指呼ぶ時の事なれば、本の意に背かざるを、自分の事を「テマヘ」ともいふは、我手許の方といふ意かとも聞ゆれど、元來前と稱するは尊稱なれば、少し穩當ならざるが如し、

○殿

北どの かのとの 源氏物語

頭のと の 侍從どの 枕草子

駿河どの 狹衣

祭主殿 江馬殿 江馬小四郎殿 東鏡

此他關白殿大臣殿大將殿一位殿三位殿小一條殿枇杷殿法照寺殿入道殿などの類、擧ぐるに違あらず、大臣を「オト」^{オホト}といふも、大殿の義にて、陛下の御寢所を、夜のおとどといふに同じき由先輩いへり、但愚按にては、オホトノを約めて「オト」^{オホト}といふは、少し穩ならざれば、「オト」^{オホト}は大殿所の略とする方、宜しからんと思はる、

殿とは其人の住居せる殿舎を指すにて、其人を敬するより直に其身を指さずして、其居處を指す、即殿下閣下などいふと同じ、故に殿と連稱するには、其居住の地及家號を以てするが本なるを、一轉して官名よりも、位階よりも連稱し、後には輩行の太郎二郎三郎などの稱よりも、連稱する事となり、君といふ一の尊稱ある上に、また殿を連ねて若君殿尼君殿などいへり、又殿と稱するは、實は御殿といふほどの家に住む人ならでは、稱すべからざる理なれど、やゝ下等の者にもいへる事、前に引出たる源氏物語夕顔卷に、北どのとあるを以て知るべし、

又單に「ト」^{トノ}とばかりいへることもあり、

いとけだかくおはするとのなり 源氏物語

とのをはじめ奉りて とのは何にかならせたまへる 枕草子
後世様といふ稱始りては殿様といふ、又女より男をさして「トノゴ」とも「トノタチ」ともいふ。

殿を音讀に唱ふるは、南殿清涼殿の類、殿舎の稱には勿論なれど、人の尊稱には古くはなきやうなれども、源氏物語桐壺卷に

弘徽殿などにはなほゆるしなうのたまひける

とあるは弘徽殿の御殿内にてはといふ意に、聞ても通ずれど、尙然らず、彼女御をさしていへるなれば、即ち弘徽殿の女御殿の意にて、これらを殿の音讀の始とすべきか、殿下といふ稱は勿論、後世大名諸侯の死後の戒名といふものは、必何々院殿と唱ふ、さてこの殿といふ尊稱も、後世別に様といふ尊稱始りて以上は殿様と様を附すれば尊けれど、何某殿とのみいふは、様よりは、や、卑しくなり、又この「ドノ」を訛りて「ドン」ともいひ、東京の町家にては、雇人の男女を互に呼ぶには、必何ドンといふ習慣にして、様を訛りたる「サン」は尙尊き方なり。

○上

上とは主上今上などいふ如く、至尊の御稱なれども、これをウヘとも「カミ」とも讀て、ひろく人を尊敬する稱にいへり、其中に源氏物語桐壺卷に

うへも御なみだのひまなくながれおはします

うへも玄かなんわが御こゝろながら

などあるは主上の意にて帝をさして申せり、又同卷に

うへ宮づかへ うへ局 うへの女房

などいへるは、帝の御座所近きところをさす意、又辨内侍日記古今著聞集平家物語等に

うへふし

といふことあるは、禁中に宿直する事、又源氏物語古今集等に

うへ人 うへ童 うへのをのことも

などいふは、清涼殿の殿上之間に上り仕るよりいふ稱にて、昇殿を許されざる地下の官人に對する尊稱にて、いさ、かつつ差はあれども、畢竟陛下の御在所を尊ぶ意より出でたり。

ひろく尊稱にいへるは、

うへはおはしますや夕顔上　うへにきかせ奉らで紫上

みやうへなどのおはせし時宮ハ常陸宮　以上源氏物語

うへにかたらば　侍婢ヨリ清少　枕草子

などあり、後世の詞に

尼上　父上　母上　兄上

など多し「かみ」といふ方は、後世從者より主君をさして「かみ」とも「御上」ともいへど、古くは稀なるがごとし、左大臣を「上」といひ、三位以上の公卿といふ人々を上達部と稱し、諸官省の長官をすべて「かみ」といひ、兄を「コノカミ」といふ類も其意なれど、人名の下に附する尊稱とはいさゝか違へり、

○様

「サマ」といふ言は「アリサマ」「サマ」などいひ、形様などの字を訓む如く、物の形狀をいふことなれど、又方角をさしていへるもありて、

あなたの方さま　北さま　宇都保物語

西さま　奥さま　まさりさま　こなたさま　源氏物語

上さま　横さま　うしろさま　土御門さま　枕草子

初瀬さま　蜻蛉日記　とさま　はしさま　燕衣

京さま　家さま　朱雀門さま　宇治拾遺

など甚多し後世の人名に附する様も、これより出でたるなれど、其はいつの時代より始まれるか詳ならず、平家物語に

六波羅様

といふ語ある事を、和訓栞に引出たり、本書の中何の條に出たるか、今前後の文をよく得見ざれば知りがたけれど、是は或は前に出せる、土御門さま朱雀さまなどの類には非るか、然らば六波羅の方といふ意にて、後世の尊稱の様とは別なり、もし此六波羅様といふが六波羅殿といふ意にいへるならば、これを始といふべし、人名に附する尊稱は、東鏡は勿論庭訓往來にも皆殿とありて、様といへるはなきやうなり、然れば様の起は和訓栞にも引出ていへる、園大曆及康富記等に、

公方様　禁裏様　御所様

とあるや始ならん、次には四季草に引ていへる應永記并に永享四年義教公富士御覽記に、

御所様 公方様

又長祿二年以來申次記及宗五大草紙に、

公方様 上様 外様 御臺様

などあり、然れども多くは何々殿様と殿を重ねていへりしを普通に様とのみ稱するやうになりたるは徳川幕府の世となりての事の如し、然して後には又字體を以て其區別を立て、様様格など其身分に應じて、書法に規則ある事とさへなりたり、然るに明治維新の後はずべて殿と稱する事となり、公文には様といふ尊稱は廢せられたり、實は様といふ尊稱は其起原古からず、其意も殿の方正しければ、これは殿に復したるを宜しといふべし。

○御許

許は其人の居る座邊を指す言にて、今世の普通語に宿許、親許、また人に對して其許「ソコモト」ともいふ類の如し、「ソコモト」を畧しては「ソコ」とのみいふ、此「ソコ」といふ

言を、或は足下といふ字音の轉じたるものと思ふは非なり、これは偶其音の近きのみにて別なり、日本紀に左右の二字を「モトコ」とも「モトコビト」とも訓みたるは、其人の左右の座邊に侍するをいふ意にて、「モトコ」は許所の義なり、雄略紀に秦酒公の公の字に「オモト」といふ訓を附けたり、これ此語の始なり、三代實錄に侍者の二字を「オモトビト」と訓たり、右の如くなればこの稱はもとより男女に通じていふ事なれど、中古には多く女の稱となせり、宇都保物語源氏物語枕草子等に、

おもと おもと人 若きおもと 姉おもと

民部のおもと 上らうのおもと人 などある皆女なり、新猿樂記に

四御許 七御許 八御許

とあるも、四番目のむすめ、七番目のむすめ、八番目のむすめといふ意にて、五君十君十二君といふに對へていへり、紫式部を紫のおもと、清少納言を清原のおもとといへり、

○方

方といふも其人の居る方角を指すにて、今世にても貴顯方華族方アナタ方オマヘ方などいふ音讀に公方其方などもいふ「アナタ」「コナタ」といふも、彼方此方といふ語なり、この方といふ稱にて古きは、貴人の妻室を北の方といふ是なり、後には奥方といふ、さぞ婦人の名稱に、何の方と稱する例あるは、前條にいへる何の前といふ名稱に同じ、源賴嗣の母を二棟御方といへるよしものに見えたり、後世には多く聞ゆ、さて今世の卑俗言に親方といふ稱あるが、沖繩縣人には某親方といひて立派なる名稱あり、これも男女に通ずる稱ながら、女の方にいへる例多し。

○美許登

「ミコト」といふ尊稱は、吾國にては最古くして、神名及天皇御名のみならず、尊敬していふには必、此稱を附す、人名に連ぬるのみならず、天皇を「スメラミコト」と申すも是にて、其他、

御祖命 皇子命 父命 母命 妻命 妹命 汝命

など、いふ事、古典に多くあり、文字は命の字を書くは、御言の義にて、詔勅を「ミコトノリ」といふに同じきを、尊稱の美許登に借りて書きたるなるよしは、古事記傳に辨じ

たるが如し、さて日本紀には、

至貴曰尊、自餘曰命、並訓美舉等

とありて、尊と命と文字に區別を立てられたり、但尊の字を書くは、日本紀の時に始りたるには非ず、既に和銅四年に建たる上野國多胡碑に、石上麻呂卿を石上尊といひ、左大臣不比等公を藤原尊と書きたれば、其頃より例ありしを、日本紀には尊と命との二例を定められたる事も、追々先哲のいへるがごとし、さて尊は意を以て充て、命は訓を借りて書きたるにて、美許登といふ言の意は詳ならず、古事記傳には未思ひ得ずといへるを、古史傳には釋日本紀の私記に、

美許登猶如言御事也

とあるを引きて、此意なるべしといはれたり、今按ずるに御事といふを、尊稱にするは尙穩ならず、それよりは前にも引きたる日本紀に左右を「モトコ」と訓み公の字を「オモト」と訓みたる例にて、美は御の意にて、許登の二言は共に所の意ならんか、所を「コ」といふは、彼所此所何所などいひ、「ト」といふは、臥所立所井戸などいふ類皆その場處をさす言なれば、「トコロ」といふ詞即「トコ」の言に、「コ」といふ助字をそへたるなるを

思ひても、美許登は御處の意にて、前條なる殿方許などいふ尊稱と同義とする方勝るべくおもはる、もし此の解釋を可とせば、尙ほ前條なる居處方角を指していふ尊稱の部類に列ねて、最も第一に置くべきなれど、此の説實に當るや否諸君の公評の上ならでは、定め難きことなるを以て、前の種類には加へず、別種として末に廻したるなり、

○許會

許會といふ稱の事は、人名の種別の講演にも、童名の條に申し述べたる通り、或は久曾ともいひて、

阿古こそ たゞこそ あてこそ

こやくしこそ 小忌古曾

などいふは一の人名なるを、又別に人名の下に附けて呼ぶは、

北殿こそ 右近の君こそ 上こそ源氏物語

西こそ大和物語 おとゞこそ榮花物語 わが君こそ枕草子

などにて、これも一の尊稱の如きものなり、但其言意はいかなること、も解し難く、

係辭のこそに非るは勿論なれど、本は係辭のこそより出たる一種の語なるか、又は萬葉集に夢爾見乞、また於妹告社などよめる、乞望の意のこそより出でたる稱か、甚心得がたき言なれど、尊稱の種類には、必除くべきものに非るを以て、此所につらぬるなり、

○伊

懷那能倭俱吾伊 繼體紀

藤原朝臣麻呂等伊 百濟王敬福伊

奈良麻呂古麻呂等伊 以上續日本紀宣命

志斐伊 木乃關守伊 菟原壯士伊 家在妹伊 以上萬葉集

これらの伊は、其人を指すに添へいへるにて、與と呼びかくるに近けれども、必與といふ言と同じともいひ難くして、必人名の下にのみいふに非らず、用言の下にも附けていへる例ある事、歷朝詔詞解に論じたり、然れども人名に附けていへるが多くして、其意味は、其人名を呼棄にするよりは、何程か祟めたる方なるを以て、暫くこの尊稱の末に附したるなり、